

臨時福祉給付金および 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金のお知らせ

臨時福祉給付金は、消費税率の引き上げによる低所得者の方の負担を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として支給されます。

また、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者の方を支援するために支給されます。

町では、支給対象者になると思われる方に8月末から案内を送付します。案内が届いた方は申請手続きを行ってください。該当するかどうか分からない方は、お問い合わせください。

- **申請期間** 9月1日(木)～12月1日(木)の午前8時30分～午後5時15分(土曜日・日曜日、祝日を除く)
 - ※ 原則、期間外の申請は受け付けることができませんので、ご注意ください。
- **対象者** (それぞれの条件を全て満たす方)
 - 【臨時福祉給付金】
 - ▽平成28年1月1日時点で阿久比町にお住まいの方
 - ▽平成28年度の住民税(町民税)が非課税の方(ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方は除く)
 - ▽生活保護を受けていない方
 - 【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】
 - ▽上記臨時福祉給付金の対象になる方
 - ▽対象となる障害年金または遺族年金を受給

している方(平成28年度4月分または5月分を受給の方)

▽高齢者向け給付金を受給していない方

- **支給額**
 - 【臨時福祉給付金】 3,000円
 - 【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】 30,000円
- **申請方法** 申請書類を住民福祉課社会福祉係窓口を持参または郵送
- **申請書類**
 - 【臨時福祉給付金】
 - ▽申請書(押印を忘れないようお願いします。)、本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード、保険証などの写し)、口座確認書類(金融機関、口座番号、名義人が分かる通帳の写し)、町外に扶養者がいる場合には、その扶養者の非課税証明書
 - 【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】
 - ▽臨時福祉給付金の申請書類に加えて、障害・遺族基礎年金の受給が確認できる書類(年金証書、年金額改定通知書の写しなど)
 - ※ 申請書の年金生活者等支援臨時福祉給付金の欄にあらかじめ「○」が付いている場合は不要です。
- **問い合わせ先** 住民福祉課社会福祉係
 - ☎(48)1111(内1121・1122)
 - ※ 給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

「お父さん」を楽しもう!イクメン応援キャラバン隊がやってくる!

愛知県児童総合センターの「イクメン応援キャラバン隊」が卯ノ山児童館にやってきます。今回は、お父さんと子どもと一緒に楽しめる遊びのプログラム「カプラで遊ぶ」を行います。「カプラ」は、同じ大きさの板を積み重ねるだけで何でも作れるフランス生まれの木製ブロックです。お父さんと一緒に、約1万枚のカプラでダイナミックに遊んでみませんか。



カプラで遊ぶ様子

- **日時** 9月17日(土)午後1時30分～午後3時
- **対象** 町内在住の3歳以上の子どもとその父親(親子参加)
- **定員** 20組程度(先着順)
- **申し込み方法など** 8月17日(水)から卯ノ山児童館で受け付けます。児童館または子育て支援課に備え付けの申込書に記入し、児童館へ提出してください。
 - 詳しい内容は、問い合わせ先にあるチラシか、町ホームページ(子育て支援課→卯ノ山児童館)をご覧ください。
- **申し込み・問い合わせ先**
 - 卯ノ山児童館 ☎(48)4430
 - 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1124)